

18. 妻籠宿における住民憲章制定(昭和46年)に至る過程に関する研究

-集落保存初動期における自主規範の創出

On the Process of Establishing the Residents Charter in 1971 in Tsumago-juku

-Creation of Community Rules by Residents in the Earliest Stage of Village Preservation

石山千代*・窪田亜矢**・西村幸夫**

Chiyo Ishiyama*, Aya Kubota** and Yukio Nishimura**

This paper clarifies the background and the process of establishing the Residents Charter in Tsumago-juku, who is the pioneer of the historical village preservation in Japan.

In the earliest stage of village preservation, the process of establishing the residents charter as one of the community rules makes residents realize what to preserve, what to do by themselves. But, village preservation could govern many private properties and residents lives & livings. Therefore, we should give careful consideration to authorize plan and organization. Through projects and discussion of the resident charter, residents can turn the rudder of a village preservation ship with feeling & preparation. Autonomy haies Heteronomy.

Keywords: Historical village preservation, Community Rules, Residents Charter, Tourism, Drafting committee, Tsumago-juku

集落保存, 自主規範, 住民憲章, 観光, 起草委員会, 妻籠宿

1. 研究の枠組み

(1) 研究の対象

私有財産のあり方を左右しうる住民による自主的な宣言である「住民憲章」を約半世紀にわたり運用してきた地域がある。昭和50年の文化財保護法改正による伝統的建造物群保存地区制度の創設を後押しし、集落保存の祖ともされる妻籠宿である。昭和46年7月25日、住民の総意で「売らない・貸さない・こわさない」に代表される「妻籠宿を守る住民憲章」を制定し、今日まで運用している。「妻籠宿を守る住民憲章」は、西村(2004)¹⁾により、「もともと初期の住民憲章」であり、同年12月の「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」や翌47年に原案作成の竹富島憲章に影響を与えたと位置付けられている。また、荻谷(2013)²⁾は「保存管理組合的な活動が実現できている保存会等」として妻籠、竹富島、美山を代表例として挙げて評価している。本研究は、「妻籠を愛する会」³⁾が中心となり制定、運用している「妻籠宿を守る住民憲章」を研究の対象とする。

(2) 既往研究との関係性

我が国では農を基盤とする中世以来の村落共同体、近世以来の封建社会の末端における町組織などの地縁的共同組織において、人々の生活と生業を規定する独自の規範が重要な役目を果たし、空間形成にも影響を与えてきた⁴⁾。特に、近世都市史分野においては京都の町式目について谷(1987)⁵⁾や土本(1997)⁶⁾らによる研究蓄積が豊富にある。一方で、藤井(1981)⁷⁾は「住民がみずからの環境を守るために、いつしか暗黙の合意としてつくりあげたような慣習は、最後まで成分化されず、明治の旧民法制定以後も社会的な小集団内でのみ通用する共同体規制として長らく存続した。この残滓は、現在も伝統的市街地に多くみられる。」と指摘している。近年、明文化は野暮とされてきた慣習や不文律を含め

て地域における規範を明文化する動きが各所でみられ、これらの背景にはマンションや商業施設等の開発圧力が直接の原因になっているものが多いが、地域における世代交代や移住者の増加に伴う構成員の変化、地域外からの来訪者の増加に伴う変化等を地域が自ら制御していこうという試みとも捉えられる。清水ら⁸⁾は、京都市中心部において高層マンション建設に端を発して1988年以降制定が相次いだ「まちづくり憲章(あるいは宣言)」を「将来にわたる地域空間の目標像とそのため地域住民の行動の規範と土地利用制限等を申し合わせるもの」と定義して、憲章制定に伴う事例分析を通して「地域独自のものをつくり得る多様性と合意可能なものをつくりやすい柔軟性」を「憲章」の特徴として指摘している。

妻籠宿を対象とした既往文献・研究としては、集落保存へ向けて舵を切った当初、調査・計画策定、設計実務に携わった太田博太郎・小寺武久・上野邦一らによる書籍や論考⁷⁾⁹⁾が多数あり、当時の経過や状況を把握する助けになる。南木曾町職員として一連の取組みを主導してきた町職員や「妻籠を愛する会」関係者らによる記録¹⁰⁾¹²⁾、雑誌等への寄稿やインタビュー記事も多数あり、時々の議論や課題を把握できる貴重な資料である。研究という観点からは、三村浩史ら(1990)¹³⁾による地域主体の観光計画の条件の導出研究、道尾淳子(2008)¹⁴⁾による道路利用と駐車に関する研究、澤村明(2010)¹⁵⁾による40年間の経済統計を用いた街並みの保存による経済効果検証研究がある。造園分野では、北原ら(2009)¹⁶⁾の地形に着目した水路網・土地利用と住民の保全意識に関する研究と村松ら(2010)¹⁷⁾による近世および近代における木曾山の保護施策での妻籠宿伝建地区内の森林利用に関する研究がある。「妻籠宿を守る住民憲章」については各所で言及はされているものの、直接の研究対象

* 学生会員・東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻(The University of Tokyo)

** 正会員・東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻(The University of Tokyo)

とした既往研究はなく、制定の詳しい経緯、運用実態ともに明らかになっていない。

(3) 本研究の意義と独自性

本研究は、我が国における「もっとも初期の住民憲章」であり、今日まで約半世紀にわたり運用されている「妻籠宿を守る住民憲章」の起源、すなわち地域が集落保存という新たな方向に舵を切る時に、自主規範としての住民憲章を制定したことに着目する点に独自性がある。

(4) 本稿の目的と用語の定義

そこで本稿は、「妻籠宿を守る住民憲章」が制定されるに至った背景を整理し(2章)、制定の過程自体を明らかにすること(3章)を通じて、私有財産や自らの生活・生業のあり方を左右しようという住民憲章がなぜ広域で合意形成されえたのか、住民憲章という自主規範の制定が集落保存初動期に果たしうる役割を考察する(4章)ことを目的とする。なお、本稿では「自主規範」を「一定の地域内において、住民が互いに合意の上で自主的に定め、守ろうとしている個別の行為(建築、工作、生活、生業等)に関わる規範で、当該地域内における不文律も含む」と定義し、「住民憲章」⁹⁾を「地域の目標像とその実現へ向けた取組の方向性について、住民が自ら定め、宣言するもので、自主規範の1つの形態」と定義する。

(5) 研究の方法

本稿は、当時の関連する計画・事業に関する資料⁷⁾¹²⁾と

住民憲章制定時に事務局を担った故鈴木文夫氏⁴⁾(公財)妻籠を愛する会への遺贈資料、当時の調査・計画・設計に携わった学識経験者と地元関係者による雑誌や公民館報・町広報等への寄稿、当時の新聞記事を基にした文献調査とヒアリング調査による。ヒアリング調査は、住民憲章制定前後の一連の計画・事業の実務等において役割担当職員として中心的な役割を担った小林俊彦氏⁵⁾(以下、小林)、住民憲章制定時に起草委員会の事務局を担った林茂氏⁶⁾(以下、林)に実施した。

2. 住民憲章制定の背景

(1) 地勢と歴史

妻籠宿は木曾川の支流、蘭川沿いの河岸段丘沿い、木曾檜等の美林から成る急峻な山に囲まれた谷間に約1kmにわたって展開する宿場町である。江戸時代の宿駅制度で中山道木曾十一宿駅のひとつとして設けられ、貨客の送迎で栄えてきた。しかし、明治維新後の宿駅制の廃止、明治25年賤母新道、同44年国鉄中央線、昭和2年伊那谷電気鉄道の開通により、いずれの交通の幹線動脈からも外れ、主となる生業を失い、宿場の外に雇用、やがて住居を求め都市へ流出する若者が増え、昭和30年代後半になると過疎化が深刻化した。また、昭和36年に読書村、吾妻村、田立村の3村合併で南木曾町が発足したことにより、公共施設や主要な雇用の場が妻籠から抜けていく話がちあがり「過

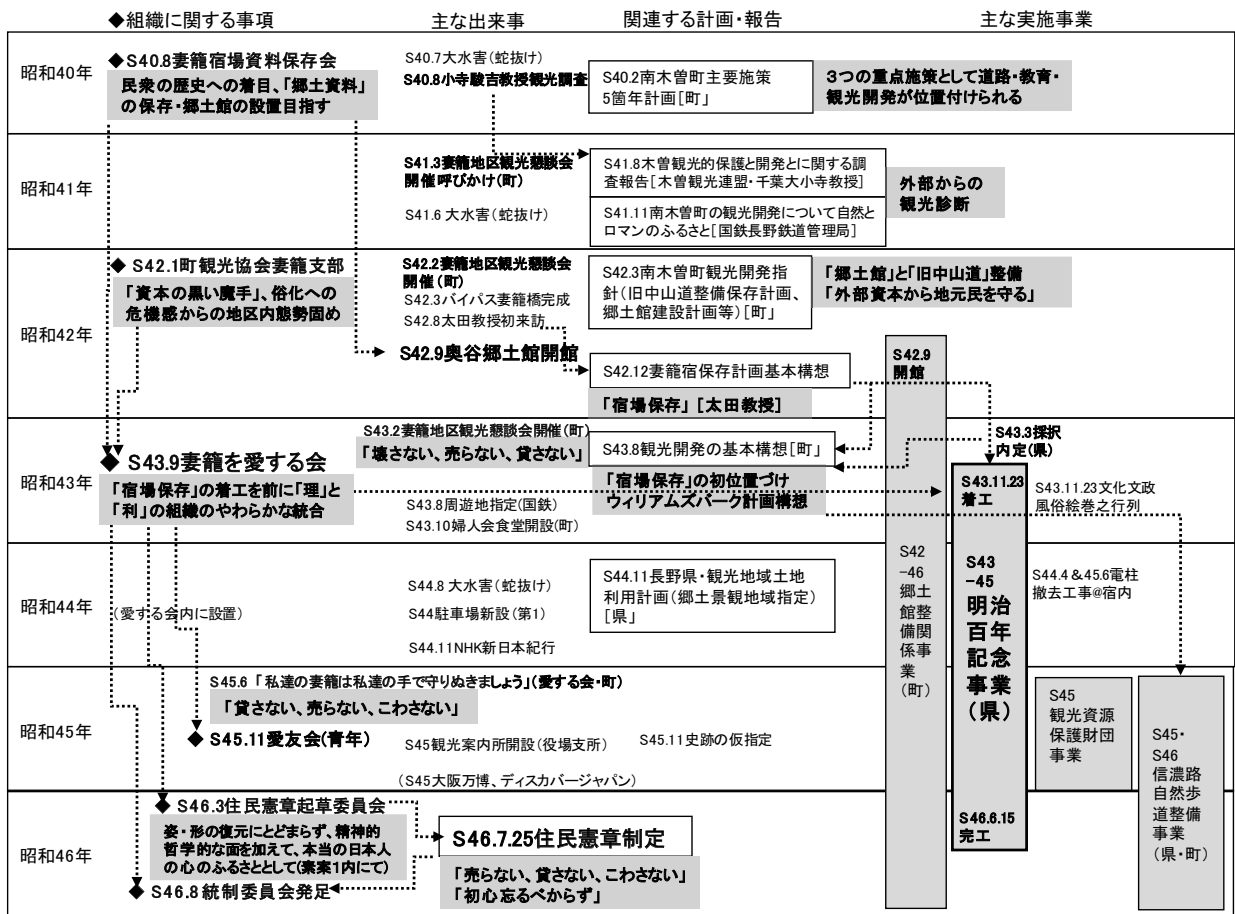


図-1: 住民憲章制定前の組織・計画・事業等の導入過程(出典:7)10)11)12)を基に作成

主に宿内での事業 主に在郷での事業

疎ヒステリー」¹⁸⁾とも呼ばれる状況まで陥り、合併を主導した町長はリコールされ、昭和39年5月12日片山亮喜町長(昭和39-51年)の誕生が集落保存の始まりにつながる。また、集中豪雨と急峻にして軟弱な地質構造(花崗岩地帯)という地勢ゆえ「蛇抜け」と呼ばれる山津波による災害に古来から悩まされてきた災害多発地域でもある。

以下では、妻籠宿において集落保存が具体的な形として現れ始める長野県の明治百年記念事業実施(昭和43年11月着工)まで(2)と、同事業実施以降(3)の動きを当時の住民組織の動向、関連する計画、実施事業の関係性に着目しながら整理する(図-1)。

(2) 明治百年記念事業実施まで(昭和40~43年)

過疎が進む中、妻籠小学校塩川秀文校長とPTA、公民館を中心に始まった失われゆく宿場資料の収集活動(昭和39年から)が母体となって、昭和40年8月「妻籠宿場資料保存会」⁹⁾が設立された。後の「妻籠を愛する会」の母体ともなる組織であり、隣の馬籠宿での島崎藤村記念堂開館後の観光客増加への羨望も手伝って、郷土館開館、集落保存の動きへとやがてつながっていく。一方、町では、片山町長就任後の昭和40年2月に「主要施策5カ年計画」を策定し、道路・教育・観光を重点施策の3本柱とした。ここでは当時の高度経済成長の波の中での開発傾向の影響もみられ「観光ルート」「開発」という言葉が使われており、「妻籠宿」や「集落保存」につながる言葉は見ることができないが、同年から木曾観光連盟による観光診断と翌41年国鉄による観光開発等の調査が実施された。昭和40、41年と続けて蛇抜けの水害があり、翌42年、旧中山道整備保存計画と郷土館建設計画等からなる「南木曾町観光開発指針」が制定され、同年9月奥谷郷土館が開館し、具体的な道が開けていく。ただし、本指針もあくまでも「郷土館」と「旧中山道」の整備が主であり、その中で挙げられた町内の73項目の観光対象資源として「宿場寺下」と「宿場尾又」の「屋並み」が具体的に含まれ、ここにささやかながら集落保存への示唆をみることができる。当時町の担当者として一連の計画策定に携わった小林が「集落保存」と書いたら大変なことになってなにも進まなくなるからオブラートに包んでいた¹⁰⁾と述懐している。また、後の住民憲章につながる重要な概念である「外部資本への危機感」も、昭和42年1月時点で既に「資本の黒い魔手」(観光協会妻籠支部設立趣意書内)として認識されている。当初は憧れであった隣の宿場町馬籠の苦境を目の当たりにし、外部資本への危機感からいわゆる「利」の組織としての観光協会妻籠支部を、「話の判る人には理をもって説き、話の判らぬ人には保存と観光によって生れてくる利を説いて誘¹⁰⁾い、「実際に観光業を生業とするものはごくわずか」な状態で設立した。また、昭和43年2月の妻籠地区観光懇談会資料内では後の住民憲章の保存優先の法則につながる「壊さない、売らない、貸さない」への言及を確認できる。

奥谷郷土館となる林家の建物の県による調査で、昭和42年8月太田博太郎(東京大学教授)(以下、太田)来宿時に、「集落保存」への支援を小林が要請したことが契機となり、太田と小寺武久(名古屋大学)らによる調査が始まり、同年12月「妻籠宿保存計画基本構想」が策定された。ここで「観光をも目的とするが、あくまで歴史的景観の保存を第一義とする」「地元住民の生活環境の整備維持を十分考慮する」「木曾路計画の一部として構想する」ことが基本方針とされ、旧街道筋を主要な視点として感じられる部分、ファサードを中心とした景観整備の方向が示された。翌43年3月長野県の「明治百年記念事業」に「木曾妻籠宿保存計画」が採択されることとなり、太田による基本構想をもとに、最も保存状況のよい寺下地区および上町の一部の26棟を約3,600万円で修理・復元する計画が実現する運びとなった。これを受けて町は「観光開発の基本構想」(昭和43年8月)の中に宿場町の集落保存を初めて位置付けた。

昭和43年の着工を控え、町と住民間の協議で「(1)保存がすべてに優先する。妻籠宿はもちろん、旧中山道沿いの文化財(観光資源)を「壊さない・売らない・貸さない」の三原則で貫く」「(2)法律的規制にたよることなく、できるだけ自主的な規制により処理する。文化財保護法による史跡指定への手続きを進めていく」「(3)三留野から妻籠を経て、馬籠までの旧中山道をあわせて保護し、風致保全につとめる」ことなどが確認されている⁷⁾。その上で同8月「規制を受ける分、公平に利益配分を行う」ために「理」の組

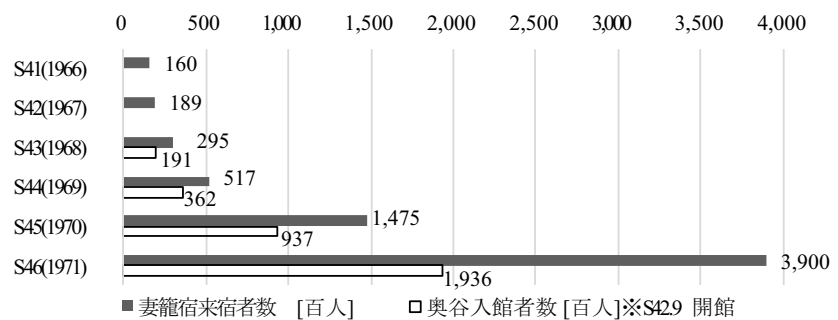


図-2 昭和41-46年妻籠宿への来宿者数(百人) 出典:文献10)pp.947を基に作成

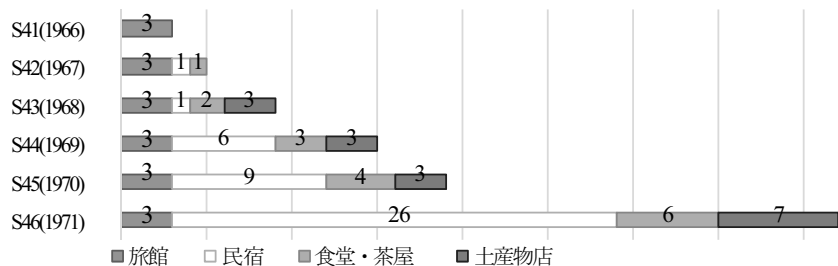


図-3 昭和41-46年妻籠宿の観光業者数(軒) 出典:南木曾町歴史資料館展示資料を基に作成

織（妻籠宿場資料保存会）と「利」の組織（観光協会妻籠支部）のやわらかな統合として、ほぼ江戸時代の妻籠村地域の全戸（約340世帯）網羅の住民組織「妻籠を愛する会」を結成するが、高度経済成長の波の中で古いものの破壊が進む中で「朽ち果てんとする集落を、生活のあるがままで復原保存し、それを観光的に利用しようとする前代未聞の構想」¹⁰⁾ゆえ合意形成は困難を極めた。この時「会長・副会長は非営業者から幹部役員の過半数を非営業者から選出する¹⁸⁾」ことも不文律として生み出された。

(3) 明治百年記念事業実施以降（昭和43～46年）

明治百年記念事業自体は、事業効果を狙って宿場内の一部の部落でしかない寺下と上町の一部に集中的に投資した一方で、前述の事業実施前の協議の通り、昭和45年宿内の約6haに史跡の仮指定を行い、在郷においては観光資源保護財団事業（昭和45年）と信濃路自然歩道整備事業（昭和45-46年）を町内の旧中山道沿いに広く適用させた。

事業の進捗とともに、妻籠宿にも念願の観光客が訪れるようになってきたが、昭和44年NHK「新日本紀行」をはじめとするマスコミへの露出機会の増大で、来宿者（図-2）も観光業者数（図-3）が急増し対応に追われる中、妻籠を愛する会と南木曾町観光課の連名で、昭和45年「私達の妻籠は私達の手で守り抜きましょう」というビラが出された。そこには「土地・建物等の売買・賃借等外部からの話があった場合は必ず観光課又は“妻籠を愛する会”事務局へご相談ください」と記されたが、町内2箇所の土地が外部資本に狙われたことが住民憲章制定の契機となる¹⁹⁾。

(4) 小結

①慎重かつ段階的プロセスと外部主体の活用

「宿場保存」を掲げるまでに慎重なプロセスを経てきたことが明らかとなった。「郷土資料」の保存、「郷土館の開設」から始めて、より広域な「旧中山道」を位置づけ、太田らの調査を受けて県による明治百年記念事業が始動する3か月前の昭和43年8月によりやく町の「観光開発の基本構想」の中に「宿場保存」が明示されたのである。個々の私有財産の規制につながりうる地域住民の同意と協力が不可欠な、当時としては前代未聞の「集落保存」実現のために、より多くの住民にとってわかりやすく賛同しやすい事項から段階的に提示していったことが読み取れる。肝心の「宿場保存」は町としてはギリギリまでオーソライズしないが、放置しているわけではなく、国鉄や県、木曾観光連盟など外部の組織や専門家による調査は昭和40年以降積極的に受入れ、蓄積していきことが明治百年記念事業以降の急展開への対応を可能にしたといえよう。

②集落保存実施以前からの先見性ある対応

明治百年記念事業実施前、すなわち観光客急増前の昭和42年1月時点で既に、外部資本への危機感を「資本の黒い魔手」として認識しており、観光協会妻籠支部設立、妻籠地区観光懇談会や明治百年記念事業を目前とした住民との協議を通して「保存優先の法則」につながる考え方を共有しようとしていたことが明らかとなった。また、観光協会

妻籠支部、妻籠を愛する会ともに、観光業者と非観光業者の配置を戦略的に「理」と「利」の調整機能を果たすシステムを形成しようとしていたとみることができる。

③事業と計画上での部落間バランス調整と憲章制定の契機

明治百年記念事業着工後は、宿内6haの史跡仮指定、在郷における中山道沿いを中心とした事業推進により、広域的な概念を先行的に掲げてきた計画との整合性をとっていたことが明らかとなった。妻籠内の部落間バランスへの配慮の一方で、事業の進捗とともに妻籠外からの脅威が具体的に迫り、前述の昭和45年のビラに顕著なように妻籠を愛する会が町と肩を並べて力を発揮し始めようとしたことが憲章制定の契機になったと捉えることができる。

3. 住民憲章制定の過程

(1) 制定過程に関連する資料について（表-1）

観光客が急激に押し寄せ諸々の問題が積層してくる中、明治百年記念事業の完工を目前にした昭和46年2月18日、調査・保存計画策定を主導した太田に講演を依頼し、「故意にせよ、無知によることにせよ、また自然的にも、破壊は完工をまって、その日から始まるものである。保存事業は完工が終点でなく起点となって永久的に続くものである。法律にたよることなく、住民が自分の意志で、自分のための、保存のルールをつくるべきである。」²⁰⁾との提言があり、小林が中心となり、昭和46年3月3日「妻籠宿とそれにつながる旧中山道の文化財・自然環境・人文景観の保全に関する住民憲章制定提案の基本理念」（以下、「素案1」）¹⁰⁾が全戸配布された。同3月10日の愛する会幹事会において、住民憲章起草委員会が発足され、以後ここで研究・討論・起草が行われてゆく。「素案1」が長文でやや難解な

表-1 「妻籠宿を守る住民憲章」制定経過と本稿で扱う資料（昭和46年）

日付	経過	資料名※
2月18日	太田博太郎教授講演会「妻籠宿の今後の方向について」（主催：妻籠を愛する会）@妻籠公民館	
3月3日	「妻籠宿とそれにつながる旧中山道の文化財・自然環境・人文景観の保全に関する住民憲章制定提案の基本理念」を全戸配布	素案1 素案2
3月10日	「妻籠宿とそれにつながる中仙道の歴史的空間の保全について-妻籠地域住民の全体討議資料原案作成について」住民憲章起草委員会発足@尾又集会所（愛する会幹事会）	
3月26日	妻籠宿を守る住民憲章制定の話し合い（愛する会代議員会）	
5月23日	第1回住民憲章起草委員会「妻籠を守る住民憲章（案）」	素案3
5月27日	第2回住民憲章起草委員会	
6月1日	第3回住民憲章起草委員会	
6月8日	第4回住民憲章起草委員会	素案4
6月15日	長野県明治百年記念「妻籠宿保存工事」完工式	
6月25日	第5回住民憲章起草委員会「妻籠宿を守る住民憲章（案）」	素案5
6月28日	第6回住民憲章起草委員会	
7月2日	第7回住民憲章起草委員会	素案6 素案7
7月9日	第8回住民憲章起草委員会	
7月17日	第9回住民憲章起草委員会	
7月20日	愛する会常任幹事会・起草委員会合同会議 住民憲章内容検討、宣言住民大会準備	
7月25日	「妻籠宿を守る住民憲章制定宣言大会」開催	最終版
8月11日	住民憲章に基づく「妻籠宿統制委員会」発足	

※本稿執筆にあたって便宜上つけた名称、なお、本稿では**太字**の案を主に扱う

出典：文献12)と故鈴木文夫氏遺贈資料を基に作成

檄文であったことから、林によるリクエストを受けて小林が議論用に作成したメモを「素案2」とする⁽¹¹⁾。その後、林の発案で児童憲章(昭和26年)の形式を参考に、住民がわかりやすい箇条書きスタイルに刷新した最初が「素案3」である⁽¹²⁾。「素案4」に該当する資料は所在不明だが、新聞記事⁽¹²⁾から該当するものの存在が確認されたので新聞記事を基とした「素案4」も今回の対象とした。「素案5」は資料本体に手書きで記された日付は6月22日だが、6月25日の委員会にて使われた資料と推察した。なお、「素案6」と「素案7」は日付は記されていないが、ファイリングの順番と内容の推移から6月28日から7月17日の期間のものとして推察されるが、文言の微修正なので本分析対象からは除く。以上の発掘資料と前述のヒアリングを基に、住民憲章がどのように構成されていったのかを以下に整理する。

(2) 住民憲章という形式をとった理由

ところで、なぜ法的拘束力のない「住民憲章」という形式をとったのであろうか。片山町長は『「住民憲章」は、住民自らが決めた決まりであり、掟である。法令でないから、強制力・罰則をもたないが、住民自身にとっては、むしろ犯すことのできないものであると受け止めている

²¹⁾、小林は「富の公平なる分配を旗印として集落と環境保護をおこなう基本的理念を求めた結果、室町時代の『惣』⁽¹³⁾の型をとることにした。(略)妻籠の場合、あまりにも『むら』的条件が多すぎたから」²²⁾と記している。

(3) 議論の進め方

起草委員会は、「各部落の中で一番しゃべれる人と一番黙ってものを静かに考える人を各部落で考えてだしてもらった。各職場(営林署、郵便局、農協等)からも同じ考え方でなるべく2名ずつ出してもらった。」⁽¹⁴⁾という考え方で各区と主要な職場(営林署等)から選ばれた住民20名と妻籠を愛する会の15名から計35名⁽¹⁵⁾で構成された。残念ながら各部落の記録等はみつからないが「部落毎、職場毎に委員を中心とした議論を行い起草委員会にあげて、また部落に戻して議論するという繰り返しが5往復はした」⁽¹⁶⁾「みなが喧々譁々やった。とにかく議論した」⁽¹⁷⁾という。最後には、住民と世間に広く知らしめるために、「四世帯に一人の割り合いで選ばれた代議員八十八人が出席し」、「住民憲章制定宣言大会」を開催した⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。

(4) 住民憲章構成項目の内容と成り立ち

住民憲章は全体として意味をもつものであるが、討議の経緯を推察するために、以下では最終版の項目毎に素案1~5と最終案の6つを比較した(表-2)

【1.目的】文化財と自然環境がおかれた状況への警鐘、妻籠宿の近年の取組みへの言及という観点では当初から一貫している。素案5で末尾に「住民の総意に基づき」という文言が入れられた。

【2.保存優先の原則】この前身として昭和43年懇談会資料内にて「壊さない、売らない、貸さない」の登場が確認された(図-1)が、素案4で順番が「売らない、貸さない、こわさない」になり今日に至る。優先順位の問題ではなく「日

本語としての語呂。日本語の一番難しいところはしゃべりやすいかどうかというところ」⁽¹⁴⁾を意識した順番とした。また、「売らせない・貸させない・壊させない」という他律ではなく、自律の表現であることが非常に意味をもつ¹⁹⁾。

【3.保存区域】素案3までは旧中山道沿いについては13kmという具体的な数字が明記されていたが、素案4以降「妻籠宿から展望できる周辺と旧中山道沿い」となる。

【4.外部資本から妻籠を守るために】昭和42年頃から危機感をもっていた事項(図-1)で素案1から記されている。富の公平分配は、「保存で規制がかかったら、町とか県とか国とか公的な権力は法律的に保証できない。規制によって生じるところの富は住民が公平に分配されるべきものであるという考え方⁹⁾」に基づく。「金儲けのために家を壊して新しくしたいと思うのは当たり前だったけど、それを我慢するのが妻籠だ。馬籠宿の建物をみれば判る。で、我慢する代償として外部からの資本が入ってきて、とんびが油揚げに触るようなことをさせないためにあるのが統制委員会⁹⁾」という。なお、素案3と5ではここで言及されていた「住民のプライバシー」が最終的に削除されており、外部資本への危機感が相対的に大きかったことが推察される。

【5.地域住民が自らを守るために】「初心をわするべからず」は、林の発案で入れたという⁽¹¹⁾が素案2から一貫して記され、今日なお大事な座右之銘として各所に掲げられている。

【6.風致を保全するために】素案2以来言及していた「樹木の伐採」を素案5で削除し、かわりに、【11】に「災害防止のため」という文言を追記している。素案5からは広告、看板に加えてポスターも追記されている。

【7.環境整備をするために】素案3から一貫して「宿場内の静寂を保つため」という言葉があり、観光客の増大で静かな環境が侵され始めていた宿内の部落で議論する中から出てきたものと推察される。

【8.防火態勢を確立するために】火事の原因となりうるプロパンガスも歩きタバコも木造家屋が連たんしていることから⁹⁾具体的に記述された。

【9.防犯態勢を確立するために】素案5で加えられた。

【10.交通安全を図るために】素案4以降加えられている。交通規制は観光客の利便性や景観上の理由も当然あるが、木造家屋が連たんしている妻籠宿で万一火災が起こった場合に備えてだったことが小林への一連のヒアリングから明らかとなった。しかし、日常の利便性を求めるものに対して、万一に備えてという説得は難しいので、「子供が安心して遊べる道、せっかく妻籠が名前が売れてお客が来始めたのに交通事故なんて話になったら妻籠のイメージダウン⁹⁾」といった理屈をひとつひとつつけて合意を図ったという。

【11.町・県・国に対して】素案5にて「自然環境、風致保全並びに災害防止のため必要な措置を要請する。」と下線部が追加された。昭和40,41,44年と町内で「蛇抜け」が頻発しており原因となりうる森林伐採への問題意識が議論の過程で共有され最後に刻み込まれたと推察される。

【統制委員会】素案3で「統制委員会」の設置が記され、

最終案まで盛り込まれていた。小林は「ひとつの妻籠村を もなってしまう、後日住民憲章を解釈しようとなった時に 昔の庄屋様がやっていたみたいなの条文にすると、何百条に 『六百何条第何項、によると...?』みたいになってしまう
表-2 「妻籠宿を守る住民憲章」構成項目の形成過程(出典:素案1,2,3,注(12),文献7)を基に作成)

◎追加事項 ●削除事項

素案1 [3月]	素案2 [3月]	素案3 [5/23]	素案4 [6/8] ※新聞による(12)	素案5 [6/25]	妻籠宿を守る住民憲章[7/25]
ほぼ右に同じ	ほぼ右に同じ (ただし、「人情」も問題としてあげている)	ほぼ右に同じ	(判断不可)	右に同じ	【1】目的 現状への警鐘 ※この縦列は著者が便宜的に設定 妻籠宿の近年の取組み 今後の決意表明 貴重な文化財の保存と自然環境の保護について、その必要性が今日ほど強く叫ばれているときははない。このことは、文化財とその自然環境が危険な状態に置かれているか、または破壊の一途をたどっているのが現状である。 妻籠宿は、早くからこの点に着目し、さびれゆく郷土を昔の姿に復し、これを後の世に継ぐために、地域住民が一丸となって宿場保存の運動をおこし、力強くおし進めてきた。幸い、わが町と県が計画した明治百年記念妻籠宿保存復元工事及び信濃路自然遊歩道中山道ルート新設工事が実施され、併せて観光資源保護財団からの援助も得て、一応妻籠宿とその周辺の美しい自然環境を破壊から守る画期的な基礎を築くことができた。 われわれは、更に心を新たにして保存に最善の力を尽くすとともに、わが宿場の文化的価値と観光資源を地域の産業振興と結びつけ、これをよりよく活用するため、 妻籠住民の総意に基づき この憲章を制定する。
ほぼ右に同じ。ただし、「愛する会」への言及、事業進める中でつきたった非合理や矛盾、「姿・形の復元」にとどまらず、(中略)精神的、哲学的な面を加えて、本当の日本人の心のふるさと(略)への言及あり 妻籠の住民による「住民のための」妻籠を護る「住民憲章」を制定すべきときがきた	ほぼ右に同じ。ただし、「表面上うまくいっている事業もその内面では、泥臭い・生臭い空気がたまり、この臭い問題が大きくなって、一応成功したかにみえるこの大事業をひっくり返してしまわなければならない。」ことにも言及している。 妻籠の住民によって妻籠の住民のための妻籠を護る住民憲章が必要 住民大会の型をとって地域全住民の意志として決定する	ほぼ右に同じ 観光資源を地域の 産業資源として完全に活用 するため 外部資本の侵入から守る ことを目的に、ここに住民憲章を制定する。	(判断不可)	右に同じ ◎ 住民の総意に基づくこと追記	
	右に同じ 「妻籠のよさ」として、「数百年も経たぬ美林・豊富な植物・清らかな谷川・さえずる小鳥・清く澄んだ空・うまい空気等々の自然が残されていること」を明らかにする ◎ 保存優先の原則	右に同じ (家・屋敷・農耕地・山林) 「こわさない」「かさない」「うらさない」	右に同じ 売らない、貸さない、こわさないの順番に変更	右に同じ	【2】保存優先の原則 保存優先の明示 3原則の明示 保存を すべてに優先させる ために、妻籠宿と旧中山道沿いの観光資源 (建物・屋敷・農耕地・山林等) について、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を貫く。
恵まれた文化財と、それを守りつづける環境・人文景観を損なわないように大切に保護し、継承(中略)我々の責務	(略)自然(略)中山道や妻籠宿の風景や文化財(略)昔ながらの素朴な人情	妻籠宿から展望できる周囲と、旧中山道沿いの13kmの区域と定める	右に同じ ◎ 13kmの削除	右に同じ	【3】保存区域 妻籠宿から展望できる周囲と旧中山道沿いを保存区域とする。
	(1)旧中山道沿道13kmと妻籠宿のある谷間の保存事業(2)妻籠を破壊する 黒い魔手 はどのようなものであろうか(略)代償を公共的資本で与えられない場合(略)観光利用による収益は地元元に還元されるべき ◎ 外部資本、収益の地元還元への言及	(1)は「旧中山道沿い13km」と明示、(2)は「住民の自由意志・プライバシーの侵害」への言及がある以外最終版と同じ(3)外部資本に対して土地・建物は三原則を守るべきことが必然的に要求される。」とある。 ◎ 外部資本、収益の地元還元への言及	(判断不可)	(1)は右に同じ (2)で「 住民のプライバシーがおかされ 」の文がある以外同じ ◎(3)の削除 ◎(1)の13kmの削除	【4】外部資本から妻籠を守るために (1)妻籠宿と旧中山道沿いは、特異な存在であるとともに、地域住民の大切な財産である。 (2)外部資本が侵入すれば、自然環境や文化財の観光利用による収益も、地元に戻されることなく、外部へ流出してしまうだろう。 ◎ 住民のプライバシーに関する記述の削除
	(略)最初に妻籠へ観光客が訪れてくれたときの嬉しさを忘れてはならない。近頃「初心を忘れて」という(中略)噂を耳にする ◎ 「初心」への言及	直接受益のない住民の協力として過去の苦しい、然も寂しい郷土、妻籠を忘れてはならない。妻籠宿 座右之銘「初心忘るべからず」	(判断不可)	右に同じ ◎ 直接受益のない住民の協力についての記述の削除	【5】地域住民が自らを守るために 妻籠宿の復元が進み、自然が保護され観光的に脚光を浴びようになった現在、苦しく、かつ寂しかった過去の妻籠宿を忘れてはならない。 ◎ 妻籠宿 座右銘「初心忘るべからず」
	地割を絶対にこわさない。妻籠から見える木は切らない。中山道沿線の草や花は、地元産のものを植え、道端を並木や草花でかざりましよう。小鳥を大切に保護しましよう。屋外の広告看板は絶対的に規制しましよう。屋根・壁・橋等の色は原色を使わない。できるだけ、黒・黒チョコにしましよう。 ◎ 建物の色への言及	「関係機関に対して事前に許可を得ること。」(1-6は同じ)以上は別に定める(文化財保護法)書式によって行なう。 ◎ 事前許可を得るべき事項の言及	(判断不可)	右に同じ	次に掲げる事項に該当する場合は、別に定める統制委員会へ事前に申し出なければならない。1.所有者を変更する場合。2.所有者が氏名、名称または住所を変更しようとするとき。3.指定物件に滅失、き損があった場合。4.土地の所在、地番、地目または地籍に異動を生ずるとき。5.指定物件の現状変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。6.復旧しようとするとき。
	騒がしい音を立てさせない(物売りの場合)	(1)宿場内の静寂を保つため、物売りによる騒音を規制する。 右に同じ ◎ 宿場内の静寂への言及	宿場内で騒音を出さない 右に同じ	右に同じ	【6】風致を保全するために 景観をそこなう行為を禁止 禁止 広告、看板、ポスター 建物の色 (1)宿場内と旧中山道沿いの景観をそこなう行為をしてはならない。 (2) 広告、看板並びに一般ポスター、政治活動用ポスター(選挙運動期間中を除く)等は、掲示してはならない。 (3)建物の修繕並びに新・改築等に用いる色彩は、黒又は黒かつ色を使用すること。
	宿場からガソリンタンクを逐次追放しましよう。	(1)(略)必要最小限に留め多量保管はしない。(3)歩行中の喫煙は禁止する◎ 防火体制への言及	防火体制を整え、歩きながらタバコを吸わない。	右に同じ	【7】環境整備をするために 宿場内の静寂 営業時間 衛生 (1)宿場内の静寂を保つため、物売り、宣伝、車両等による騒音を発生してはならない。 (2)旅館、民宿、土産店等は、午後10時までに閉店する。 (3)衛生思想の高揚を図るため、宿場内と沿道の清掃ならびに関係機関による食品衛生指導などを定期的に実施する。
	交通規制をだんだん強くする。	(1)(略)必要最小限に留め多量保管はしない。(3)歩行中の喫煙は禁止する◎ 防火体制への言及	防火体制を整え、歩きながらタバコを吸わない。	右に同じ	【8】防火態勢を確立するために (1)各家庭で使用する石油、ガス類は必要最小限に留めること。(2)危険物取扱者は、法による安全性と防火措置を完全に履行すること。(3)歩行中の喫煙はつむしむこと。
	住民の力で解決できない問題は、町は県に対し、(略)国に対して(略)支援を要請	9.町・県・国に対してこの憲章の目的である自然環境ならびに文化財の保全について強力な要請	(判断不可)	右に同じ ◎ 防火項目追加	【9】防火態勢を確立するために (1)旅館、民宿においては、法による所定の宿帳を備付け、正確に記載すること。(2)盗難、さび等の犯罪に対しては、あらかじめ自主的にその方途を講じておくこと。(3)不測の事故が予測され、又は発生したときは、速やかに警察当局に連絡しその措置に協力すること。
	問題が起きた時点で解決しうる態勢を整えて置くべき	10.この憲章を忠実に履行するために、住民の総意により別に定める統制委員会を設けて推進する。 ◎ 統制委員会の登場	風致、環境、交通、防災等の「統制委員会」が設けられ、憲章に違反した行為をチェック	右に同じ	【10】交通安全を図るために (1)宿場内における路上駐車禁止。 (2)風致保全と事故防止のために、車両は、車庫へ格納すること。(3)宿場内における車両の時速は、20kmとする。 ◎ 時速の追加
				右に同じ	【11】町・県・国に対して 自然環境、風致保全並びに災害防止のため必要な措置を要請する。 この憲章を履行するため「妻籠を愛する会」に別に定める要綱により 統制委員会 を設けて推進する。

からなにもかも書くのはやめるとした。あとは、不文律。」⁹⁾という考えから従来からの不文律(水利権等)は書き込まず、その不文律を含めて判断する統制委員会を位置付けたのである。「外に対して強く明示するという気持ちが強く内部的には躊躇はなかった」「戦時中によく使った『統制』くらの勢いでやらないといけない」¹⁰⁾ということを選んで言葉とのことだ。最後の段階で「調整」と迷った手書きの形跡を資料中にみることができたが、その後修正されることはなく「統制」で今日に至る。なお、統制委員会は「妻籠を愛する会」内に8月11日に設置され今日に至るまで原則毎月20日に統制委員会を開き続けている。

(5) 小結

①地域特性を踏まえた形式と進め方の採用

『むら』の条件が多い妻籠では、住民自らが決めた掟こそ犯すことができないものであるという地域特性を踏まえ、あえて法令のような強制力・罰則を持たない住民憲章という形式を採った。また、各部落と職場から起草委員を出し、彼らを中心に各所で議論を行い、起草委員会へ意見をあげて議論を繰り返す重層的な住民参画を促す体制は、当時としては注目に値する。起草委員会だけでも11回、合間に各所と愛する会で議論が行われ、かなりの密度で議論と素案改訂を重ねていたことが明らかとなった。

②具体的議論の蓄積による合意形成

住民憲章を構成する大方の項目は素案3までで出揃っていたが、理念的な事項が一貫して記されていたこと、議論を重ねるほどに具体的な項目が追加されながらも、合意の難しかった一部は削除されていたことが明らかとなった(表-3)。

表-3 合意形成の種別にみる住民憲章構成項目

一貫して記されていた事項	【1】目的 【2】保存優先の法則 【3】保存区域「妻籠宿から展望できる周辺と旧中山道沿い」 【4】外部資本への言及 【5】初心への言及 【6】風致保全 【11】町・県・国に対して要請
素案3以降追加された事項	【1】のうち「住民の総意に基づくこと」 【5】で事前許可を得るべき事項 【7】環境整備 【8】防火体制 【9】防犯体制 【10】交通安全 【11】「災害防止」への言及 【末尾】統制委員会
最終的に削除された事項	【3】保存区域に関する具体的な数字13km 【4】素案5までであった「プライバシー」に関する記述、素案3まではあった(3)外部資本に対して三原則を守ることの必然的要求 【5】直接受益のない住民の協力、樹木の多量伐採への言及 【10】素案4で追加された車両規制を最終的に削除

(出典:素案1,2,3,注(12),文献7)を基に作成)

このような過程を経た最後に、「住民憲章制定宣言大会」を開催したこと自体も、内外の関係者が共通認識を形成する重要なプロセスだったといえる。

③不文律は含まず、統制委員会という仕組みで担保

住民憲章自体は、従来からの不文律(水利権等)は書きこまず、「妻籠宿を守る」ために現状の課題を踏まえ今後を見据えた時に求められる事項で構成しているが、履行のための統制委員会を位置付けたことによって、不文律を含めた総合的な判断が行われる仕組みとして補い、担保したとみることができる。

4. 結論

(1) なぜ広域で自主規範が合意形成されえたのか

妻籠宿の重伝建地区としての広さ(東西約3.8km,南北約5.5km,面積約1,245.4ha)は今日でも特筆されるが、在郷を含む広い範囲での住民憲章制定への合意形成が約4ヶ月で可能だった背景には、当初より「旧中山道」として広く捉えていたこと、明治百年記念事業実施前、すなわち観光客急増前の昭和42年から外部資本や内部崩壊への危機感を懇談会の開催や組織設立等を通じて共有しようという中で住民憲章起草委員会等での議論や素案のベースが形成されつつあったことがある。「妻籠を愛する会」を全体で組織し、昭和45年6月町と連名で出したビラ「私達の妻籠は私達の手で守りぬきましょう」では住民憲章で位置付けられた統制委員会の前身が見出された。このように、時間をかけて注意深く議論と組織のベースが形成されていた上に、対象とする範囲において、組織づくりと事業、計画づくりとが並行して、宿内、在郷とバランス良く位置づけられ行われてきたことが、私有財産への規制を働かせようという憲章の制定を可能にしたと考えられる。また、この地域の美しさは山紫水明の山林あってこそという面に加えて、この時期相次いだ「蛇抜け」につながる森林伐採を防がなければならない地勢であることが、住民間で感覚として共有されていった面があったのではないかと推察される。

(2) 集落保存初動期に自主規範をつくることの意義と必要条件

集落保存は、私有財産のあり方、すなわちそこに暮らす人々の生活、生業のあり方を左右しうる。また、景観的にも地勢的にも広域に行うことが好ましく、ゆえに合意形成の重要性と困難さが大きい。そのような集落保存の初動期に自主規範を考えることは、あらためて地域の置かれている状況を理解し(例:外部資本への危機感)、今後地域で起こりうること(例:観光客の増加による交通問題、騒音問題等)を具体的に考え、地域の理念や守っていききたいことを徹底的に話し合う重要な機会となる。3(5)②で示したように「②具体的議論の蓄積による合意形成」につながり、そのことが一人一人の覚悟、妻籠宿も重視している「自律」につながる大事なプロセスと捉えられる。ただし、「①地域特性を踏まえた形式と進め方」を採用することが肝要である。このベースをより良くつくるための必要条件として2(4)で示した①慎重かつ段階的プロセスと外部主体の活用②集落保存実施以前からの先見性ある対応③事業と計画上での部落間バランス調整と憲章制定の契機が位置付けられる。妻籠では、先見の明を有した交渉上手な行政マン小林の存在と小林をバックアップした理論派で懐の大きな片山町長の存在ゆえ実現した部分も少なくない。しかし、属人的な能力とネットワークを活かし、事業と計画を連動させ、住民憲章の制定過程を経て、組織レベルと地域レベルで意識を共有する仕組みとしての住民憲章と統制委員会へ結実させたことにこそ意義がある。

(3) 自主規範の限界への対応としてのシステムと不文律

3 (5) ③に示したように、自主規範が持続的に機能するためには住民と外部に対してのわかりやすさも重要で、妻籠では不文律は入れず、現状の課題を踏まえ今後求められる事項を中心に構成した。その上で、履行のための統制委員会を自主規範の中に位置付け、不文律を含めた総合的な判断が行われるシステムとして、自主規範の限界（不文律を書き連ねるとわかりづらくなるから入れられないジレンマ）を補ったとみることもできる。また、どんなに立派な自主規範があっても、運用する組織が健全でなければ意味をなさないというのも自主規範の限界だが、最初に「郷土資料保存」を目的とした組織「資料保存会」が後に「妻籠を愛する会」と起草委員会において「理」の組織としての役割を妻籠では果たし⁽²⁰⁾、「理」の組織と「利」の組織に営業者と非営業者の戦略的配置を行うことが新たに不文律として生み出され、理と利の調整機能を果たしている。住民の「自律」と自主規範の限界を補うシステム構築とが揃うことによって、「自主規範」はその役割を發揮しうる。

5. 今後の課題

住民憲章制定後も妻籠への観光客は増大し、昭和50年には65万人、平成5年には百万人に迫る。まさに「住民憲章」制定はギリギリのところで行った形になったわけだが、法的拘束力が限られた自主規範である「住民憲章」がその後、内外の大きな環境変化に直面してどのような役割を果たしたのか、関連する事業、計画、法律等との関係性に着目しながら住民憲章の運用実態、現状を丁寧に把握した上でその効果を検証し、現代においてより有効に機能させるための条件を提示しなければならない。

<謝辞>本研究の過程で小林俊彦理事長、藤原義則常務理事を始め、(公財)妻籠を愛する会の皆様に大変お世話になりました。

【補注】

- (1)昭和43年9月に発足した、妻籠を中心に在郷の集落を集めた地域、ほぼ江戸時代の妻籠村地域の全戸網羅の住民組織。昭和58年に設立した財団法人妻籠宿保存財団と平成2年に統合し、財団法人妻籠を愛する会となり、平成25年公益財団法人に認可され、現在は公益財団法人妻籠を愛する会が正式名称。
- (2)谷(1987)は、「町式目」の規定には、封建制の支配機構の末端と連なって行政的な役割を担う自治機能と住みよい町づくりをしようという、地縁的共同組織内部からの自発的な自治機能という2つの側面があったことを指摘している。
- (3)西村(2004)は「住民憲章は、地域住民の合意形成が困難な場合に根拠法によることなく、柔軟な合意を形成する手法として用いられることが多い。」「住民憲章は地域住民の自主的な宣言である」としている。
- (4)鈴木文夫氏は大正12年妻籠・恋野生まれ。長野県の農政事務所職員。事務能力の高さかわれ、住民憲章起草委員会事務局を担った。
- (5)2016年1月23日と同年3月31日にヒアリングを実施。小林俊彦氏は昭和4年長野県北佐久郡平賀村生まれ、妻籠には昭和26年吾妻村営農技術員として赴任。昭和36年1月-昭和47年6月に観光関係部署にて妻籠宿の集落保存を主導してきた。現在(公財)妻籠を愛する会理事長
- (6)2016年3月30日にヒアリングを実施。林茂氏は昭和2年妻籠恋野生まれ、現在(公財)妻籠を愛する会顧問
- (7)町誌10pp.970によると、「土砂もともより、大きな石、木材の切り株、時には根付きの木などを大量に含んでいるのが特徴(でこのような山つなみや土石流を地元では「蛇坂ナ」と呼んでおり、現在も使われている言葉である。
- (8)このメンバーについて戦時中の疎開文化人による影響を指摘する説もあるが、諸説あり確認できないため、ここではその因果関係には言及しない。
- (9)2016年1月23日の小林俊彦氏へのヒアリングより
- (10)この3月中には、素案1の文言を多少変えた幾つかの改訂原稿が見つかったが文言の推敲が主なので、一番初めの日付のものを「素案1」とする。鈴木文夫氏直筆の日付は3月4日だが、3月3日に配布された原稿と考えられる。

- (11)2016年1月23日の小林俊彦氏へのヒアリングで明らかになり、2016年3月30日林茂氏に確認した。
- (12)昭和46年6月6日の信濃毎日新聞「おらが妻籠宿守ろう 売らない、貸さない、こわさない-近く『住民憲章』制定」で、「六月八日に四度目の住民憲章起草委員会をひらいて最終原案を決定し、全住民にはかつて月末から七月上旬くらいまでには『発布』したい方針」とある。この記事と同10日の朝日新聞で詳しく案が紹介されておりこれを素案4の資料とした。実際にはその後も起草委員会が開催され七月末発布となったことから、最終調整の苦労が伺える。
- (13)小林は注をつけて「惣とは、室町時代から戦国初期にかけて、小さな村が、他からの侵略と闘い、農民自身の利益を守り抜くため、鎮守のお宮を中心に団結したむら組織」としている。
- (14)2016年1月23日の小林俊彦氏へのヒアリングより。なお、小林は当時中心的役割を担っており発言の影響力が大きかったため、「小憲法」になっては意味がないので、住民に本音の議論の機会をもってもらうためあえて前半の起草委員会や部落毎の話し合いの場には参加しなかったとのこと。
- (15)住民19名と愛する会15名計39名という記録もある。現時点では起草委員会委員名簿は未発見でどちらが正しいか不明ゆえ妻籠を愛する会記録に従う。
- (16)2016年3月30日林茂氏へのヒアリングより
- (17)宣言大会翌日の昭和46年7月26日の信濃毎日新聞「意気高く妻籠宣言-全員の熱意で住民憲章が熱気に満ちた大会であったことを伝えている。
- (18)財団法人資源保護財団会長堀本謙三に「住民憲章」の題字を揮毫してもらったことも、在郷の住民と国に対してのメッセージ性があつたものと推察される。
- (19)2016年3月31日の小林俊彦氏へのヒアリングより
- (20)小林は「惣の組織はともすれば前時代的封建的支配におちいり易いので一部指導層による独裁的支配(宮庭的な考え方)を排除し近代民主主義の理念を十分取り入れて、あせらずに組織強化をはかることにした」と記している。

【参考文献】

- 1)西村幸夫(2004)「都市保全計画」pp.287 東京大学出版会
- 2)荻谷勇雅(2013)「町並みかむつら版」60号全国町並み保存連盟
- 3)谷直樹(1987)「近世都市の居住地管理システムに関する史的考察」日本建築学会近畿支部研究報告集 pp.737-740
- 4)土本俊和(1997)「近世初頭京都の家と屋敷」日本建築学会計画系論文集第491号, pp.197-204
- 5)藤井治(1981)「市街地の集合秩序に関する考察-明治百年記念事業初期の慣習にみる自主的環境協定」日本都市計画学会学術研究発表会論文集16, 都市計画別冊(16)pp.49-54
- 6)清水 肇・片方 信也・小伊藤 直哉・古谷 勲(1993)「住民による地域空間の制御について:京都市中心部での「まちづくり憲章」制定を伴う事例の検討」日本建築学会計画系論文報告集(445), pp.109-119
- 7)太田博太郎・小寺武久(1984)「妻籠宿 その保存と再生」彰国社
- 8)小寺武久(1989)「妻籠宿」中央公論美術出版
- 9)上野 邦(1972)「コミュニティ研究の新しい視点(特集)集落保存と住民-妻籠宿」都市計画, 日本都市計画学会 編(通号71)
- 10)南木曾町誌編さん委員会(1982)「南木曾町誌・通史編」長野県南木曾町 pp.930-980
- 11)妻籠を愛する会(1986)「シリーズ・町並み保存運動の展開 No.1 妻籠宿保存運動のあゆみ」
- 12)長野県南木曾町・妻籠を愛する会(1988)「妻籠宿保存工事 妻籠を愛する会20年のあゆみ」
- 13)三村浩史・西山徳明・久保田孝幸(1990)「地域における観光振興方策の形成に関する研究:妻籠宿の経緯分析から」日本建築学会学術講演梗概集1990, pp.27-28
- 14)道尾淳子(2008)「歴史地区における道路利用と駐車に関する研究:街道沿いに発展した妻籠宿、奈良井、木曾平沢を事例として」学術講演梗概集 F-1, 都市計画, 建築経済・住宅問題2008, pp.647-648
- 15)澤村明(2010)「街並み保存の経済分析手法とその適用-木曾妻籠宿の40年を事例に」新潟大学経済論集88号 pp.19-32
- 16)北原礼文, 佐々木邦博, 上原三知(2009)「妻籠宿における地形からみた水路網・土地利用と住民の保全意識」ランドスケープ研究72巻5号 pp.661-664
- 17)村松保枝, 赤坂信(2010)「近世及び近代における木曾山の保護施策での妻籠宿伝建地区内の森林利用」ランドスケープ研究73巻5号 pp.553-558
- 18)小林俊彦(1987)「妻籠宿・伝統的な町並み環境保全と私」普請研究第21号「妻籠宿小林俊彦の世界」, 普請帳研究会 pp.81-94
- 19)西村幸夫, 塚万浩編著(2007)「証言・町並み保存」小林俊彦-妻籠-「売らない」「貸さない」「こわさない」のむらづくり, 学芸出版
- 20)小林俊彦(1972)「その後の妻籠について」地域開発通巻97号 pp.40
- 21)片山亮喜(1985)「妻籠宿保存の考察七五三に因んで」pp.12 妻籠宿保存財団
- 22)小林俊彦(1972)「古集落と自然環境を守る」環境文化 No.3 pp.50-56